

議案第75号

調布市市民プラザあくろす条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

コミュニティルームを設置するとともに所要の改正を行うため、提案する
ものであります。

調布市市民プラザあくろす条例の一部を改正する条例

調布市市民プラザあくろす条例（平成17年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市民活動支援センターに、コミュニティールームを置く。

第3条の次に次の1条を加える。

（コミュニティールームの使用の目的）

第3条の2 コミュニティールームは、地域活動への参加及び市民交流の促進を目的とする場合に使用することができる。

第6条中「まで」を「まで（コミュニティールームにあつては、午前9時から午後9時まで）」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第9条の2 コミュニティールームの使用料（以下「使用料」という。）は、次の表に定めるところによる。

午前	午後1	午後2	夜間	全日
9時～12時	1時～3時	3時30分～ 5時30分	6時～9時	午前9時～ 午後9時
300円	200円	200円	400円	900円

2 使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第9条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第9条の4 既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる。

第15条第1項中「あくろす」を「あくろす（コミュニティールームを除く。）」に改める。

第16条第1項中「使用者」を「使用者（コミュニティールームの使用を除く。）」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。